様式第16（第32条関係）

表

＿＿年＿＿月＿＿日発行第＿＿＿号（＿＿年＿＿月＿＿日まで有効）

職　名	氏　名	生　年　月　日

刻印

（写真）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第７６条第２項の規定による立入検査証

（発　行　権　者）　　印

裏

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法抜粋

第七十六条　（略）

２　経済産業大臣は、第三十七条の規定の施行に必要な限度において、同条第一項の規定によりその事業所について認定を受け、若しくは受けようとする者に対し、当該事業所の年間の当該認定に係る事業に係る電気の使用量、当該者の当該事業に係る売上高その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該事業所若しくは当該者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　（略）

４　（略）

５　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

６　第一項から第四項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　（略）

三　（略）

四　第七十六条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第17

回避可能費用単価算定根拠届出書

平成　　年　　月　　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）

届出者　住　所　（〒　　）

（ふりがな）

氏　名

印

（法人にあっては名称及び代表者の役職・氏名）

事業者番号

（電力広域的運営推進機関から発行された事業者コード（頭４桁）を記入すること）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成２８年経済産業省令第　　号）（以下「改正省令」という。）附則第２条の規定によりなおその効力を有するとされる改正省令による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第１６条第２項の規定により、次のとおり回避可能費用単価算定根拠を届け出ます。

届　出　内　容		備考
１．火力平均可変費単価に係る諸元		
(1)送電・高圧配電非関連発受電量のうち火力発電相当（注１）（百万kWh）		
(2)変動範囲関連費（火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費のうちの固有可変費）（注２）（千円）		
(3)変動範囲関連費（固有可変費）（注２）（千円）		
(4)変動範囲関連費（追加可変費）（注２）（千円）		
(5)特定変動範囲関連可変費（可変費）（注３）（千円）		
２．火力平均可変費単価（電源構成変分認可分）に係る諸元		
(1)火力可変費（特別変動範囲関連可変費のうち火力可変費の増分単価対象部分）（注４）（千円）		
(2)送電・高圧配電非関連需要に係る発受電量（残存期間		